省令

○総務省令第四十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月五日

総務大臣　山本　早苗

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（技術基準適合証明の審査等） **第六条**　［1～3　略］ 4　登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～七　略］ 八　公示を希望する日 ［5・6　略］ 7　法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第七号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。 ［8・9　略］ （工事設計認証の審査等） **第十七条**　［1～3　略］ 4　登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載又は添付した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、第八号から第十号までに掲げる事項の記載又は添付については、別表第三号二において準用する別表第一号三の規定により、工事設計認証を受けようとする者からその求めに係る特定無線設備（法第三十八条の二の二第一項第二号又は第三号の事業の区分に係る工事設計に基づく特定無線設備を含むものを除く。）の提出がされなかつた場合に限る。 ［一～七　略］ 八　工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものをいう。） 九　別表第三号二において準用する別表第一号一(3)の規定による特性試験の結果 十　工事設計認証をした証明書の写し 十一　公示を希望する日 ［5・6　略］ 7　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第九号までに掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。 ［8～10　略］	（技術基準適合証明の審査等） **第六条**　［1～3　同上］ 4　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［5・6　同上］ 7　法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。 ［8・9　同上］ （工事設計認証の審査等） **第十七条**　［1～3　同上］ 4　登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［5・6　同上］ 7　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。 ［8～10　同上］